

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切にし、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンクライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」と定めています。株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」とします。）の各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コードの各原則の実施状況を、「サントリー食品インターナショナル株式会社コーポレート・ガバナンス方針」（以下「当社方針」とします。）として開示し、次の当社ホームページに掲載しております。

日本語：<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/management/governance.html>

英語：<https://www.suntory.com/softdrink/ir/management/governance.html>

なお、コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、当社方針のうち、それぞれ、次の項目を参照ください。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社方針「14. 当社グループが保有する株式について」

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社方針「15. サントリーグループとの取引について」及び「16. 当社取締役との取引について」

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社方針「18. 企業年金基金の運営」

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社方針「序」、 「1. Promise・Vision」、 「2. 行動準則」、 「3. 多様性」、 「4. 適切な情報開示」 及び 「10. 取締役の指名・報酬等について」

【補充原則4-1-1】

当社方針「9. 取締役会の役割等」

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社方針「11. 独立社外取締役について」

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社方針「11. 独立社外取締役について」

【補充原則4-11-1】

当社方針「3. 多様性」 及び 「9. 取締役会の役割等」

【補充原則4-11-2】

当社方針「10. 取締役の指名・報酬等について」 及び 「11. 独立社外取締役について」

【補充原則4-11-3】

当社方針「9. 取締役会の役割等」

【補充原則4-14-2】

当社方針「9. 取締役会の役割等」

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社方針「8. 株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サントリーホールディングス株式会社	183,800,000	59.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,356,200	3.99
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	9,910,257	3.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,058,400	2.28
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,561,540	1.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	3,389,000	1.09
JPモルガン証券株式会社	2,997,001	0.96

SMBC日興証券株式会社	2,969,900	0.96
JP MORGAN CHASE BANK 385167	2,761,300	0.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,193,464	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	———
親会社の有無	サントリーホールディングス株式会社（非上場）

補足説明

当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社は、寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社も当社の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

- (1) サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの取引（当社グループ内の取引を除きます。）については、社内規程に従い、取引を実施する部署において、また、必要に応じて法務部門及び経理部門において、サントリーホールディングス株式会社からの独立性の観点も踏まえ、取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行うこととしています。更に、一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引（以下「重要取引」といいます。）については、複数の独立社外取締役を含んだ取締役会において、その取引の必要性及び妥当性について十分に審議した上で意思決定を行います。
- (2) 事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、必要に応じ、法務部門、経理部門、内部監査部門による取引の内容等の事後的なチェック、監査等委員会による監査を実施します。また、重要取引については、取引実施後、取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認します。
- (3) これらの体制により、サントリーグループとの取引の健全性及び適正性を確保してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保について
 当社グループは、サントリーグループの飲料・食品セグメントを構成しており、清涼飲料・食品の製造・販売事業を行っております。サントリーグループの一員として、親会社であるサントリーホールディングス株式会社及びサントリーグループ各社と企業理念や創業精神、グループ経営方針を共有しており、経営資源については、サントリーグループ全体での人材の適正配置をはじめ、可能な限りグループ内で有機的に連携させ、有効活用することを志向しています。またリスクマネジメント活動やサステナビリティ経営の推進等をグループ共同で実施しています。

これらの施策は、当社のステークホルダー全体の利益に大いに資するものと考えておりますが、一方で、当社は、上場会社として、その独立性を維持し、親会社以外の株主の利益を保護することも重要な経営課題と認識しております。

そのため、これらのグループシナジーの追求にあたっては、ブランド・人材・重要な資産・情報といった当社の企業価値の源泉となる経営資源については当社が自ら決定し、確保するとともに、株主間の利益相反問題に対処するための体制整備と運用に努めております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 ゆかり	他の会社の出身者											
内田 晴康	弁護士								○			
増山 美佳	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 ゆかり		○	日本ケロッグ合同会社の代表職務執行者社長及び豊田通商株式会社の社外取締役を兼任しております。当社グループと日本ケロッグ合同会社との間には、取引はありません。	井上ゆかり氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有し、客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監督を行っており、社外取締役として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び当社が定める独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

内田 晴康	○	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士を兼任しております。当社グループとTMI総合法律事務所との間には、弁護士業務等の取引がありますが、金額的重要性はありません。また、2017年12月末日まで森・濱田松本法律事務所弁護士を兼任しておりました。当社グループと森・濱田松本法律事務所の間には、弁護士業務等の取引がありますが、金額的重要性はありません。	内田晴康氏は、日本及び国際弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っており、社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び当社が定める独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
増山 美佳	○	○	増山&Company合同会社の代表社員社長、コクヨ株式会社の社外取締役及び鴻池運輸株式会社の社外取締役を兼任しております。当社グループと増山&Company合同会社との間には、取引はありません。	増山美佳氏は、コーポレート・ガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っており、社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び当社が定める独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助しています。内部監査部門の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとしています。
内部監査部門の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。監査等委員会、会計監査人、内部監査部門は、情報交換、意見交換を実施し、相互連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役

人事委員会は、現在、取締役会長、社外取締役3名、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の6名で構成されています。なお、2021年3月26日開催予定の定時株主総会終結後、人事委員会の構成を、代表取締役社長及び監査等委員3名（社外取締役2名を含む。）の4名へと変更する予定です。

[独立役員関係]

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、社外取締役が業務執行者をつとめる法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、社外取締役を選任しており、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役がその職責を果たすため、当社経営陣及び親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性を備えている必要があると考えており、以下の事項の一つにでも該当した場合には、社外取締役に独立性がないと判断しております。

- ・当該社外取締役が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- ・当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の重要な業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社において取引があり、過去3事業年度において、その取引金額が当該社外取締役の在籍会社、当社グループ又はサントリーグループのいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- ・当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。）を受けている場合
- ・当該社外取締役が、業務執行者を務めている非営利団体に対する当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、担当する海外子会社の役員としての報酬を当該海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。なお、2020年度の連結営業利益（一時的な収支を除く。）の目標及び実績については開示していませんが、その基礎となる連結営業利益の予想値は95,000百万円で、実績は96,177百万円であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

事業報告にて、社内取締役と社外取締役、監査等委員とそれ以外を区別して、報酬の種類別総額を開示しております。
また、有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役について個別の報酬開示を行っています。

事業報告及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
事業報告(招集通知内): <https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>
有価証券報告書: <https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/library/securities.html>

2019年度に支払った取締役報酬額についての開示状況は、次のとおりです。

〔役員区分ごとの報酬額〕(単位:百万円)

取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)報酬等の総額375 固定報酬224 業績連動報酬151
社外取締役(監査等委員を除く。)報酬等の総額12 固定報酬12 業績連動報酬-
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)報酬等の総額47 固定報酬28 業績連動報酬19
社外取締役(監査等委員)報酬等の総額30 固定報酬30 業績連動報酬-

〔個別の報酬額〕(単位:百万円)

小郷三朗 報酬等の総額110
当社固定報酬42 業績連動報酬30
サントリービバレッジソリューション株式会社固定報酬24 業績連動報酬14

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬(月次)と業績連動報酬(年次・3月支払い)としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、担当する海外子会社の役員としての報酬を当該海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬(月次)のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬(年次・3月支払い)を支払っています。

業務執行取締役(外国人の業務執行取締役は除く。)の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益(一時的な収支を除く。)を指標とし、標準業績に対する連結営業利益(一時的な収支を除く。)に連結営業利益(一時的な収支を除く。)等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益(一時的な収支を除く。)を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益(一時的な収支を除く。)を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

〔社外取締役のサポート体制〕

社外取締役(監査等委員含む。)の専従スタッフは配置していませんが、法務部門及び内部監査部門がサポートを行っています。社外取締役(監査等委員含む。)に対しては、法務部門が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っており、また社外取締役のうち監査等委員に対しては、内部監査部門が内部監査結果の報告を行っています。

〔代表取締役社長等を退任した者の状況〕

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0名		

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 取締役・取締役会

当社は、定款において、取締役の人数を20名以内 (うち監査等委員は5名以内。) と定めております。

現在の取締役の人数は9名 (うち監査等委員は3名。) です。取締役の任期は、監査等委員以外取締役は1年であり、経営環境の変化に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するよう努め、監査等委員は2年であり、実効的な監査の実施に努めております。

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。当社においては、重要な業務執行のうち、M & A、組織再編、多額の資産の取得・処分等については、取締役会の決議事項としておりますが、個別の業務執行については、原則として、代表取締役社長等の経営陣にその決定を委任しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員が過半数を占めるように構成され、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施いたします。

当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定する方針としております。現在は、常勤監査等委員として千地耕造氏を選定しております。同氏は、2016年3月までサントリーホールディングス株式会社の常務執行役員財務本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。なお、2021年3月付で、新たに常勤監査等委員として選定予定の山崎雄嗣氏は、経営企画部門における部門長としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社は、監査等委員、経営企画部門担当役員及び管理部門担当役員によって構成されるグループ監査委員会を設け、監査部門と経営責任者・執行責任者との意思疎通を図り、情報の収集・監査環境を整備しております。

3. 会計監査人

有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について、第三者としての視点から、指導・助言を受けております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数は次のとおりです。

・菱本恵子 (有限責任監査法人トーマツ) (6年)

・平野礼人 (有限責任監査法人トーマツ) (2年)

4. 内部監査部門

当社グループは内部監査部門 (グローバル監査部等) を設置し、内部監査部門は当社グループの監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めております。

2020年4月1日現在における当社及びグループ各社の内部監査部門の合計員数は56名です。

内部監査部門には、財務・経理部門出身者等、財務及び会計に知見を有する者が複数います。

5. 人事委員会

当社は、任意の人事委員会を設置しております。人事委員会は、当社の持続的な成長を担う経営体制の実効性が継続的に確保されるよう、株主間の利益相反問題にも配慮し、その権限を行使いたします。人事委員会の構成員は、半数以上を社外取締役としております。現在は、取締役会長、社外取締役3名、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の6名で構成されています。なお、2021年3月26日開催予定の定時株主総会終結後、人事委員会の構成を、代表取締役社長及び監査等委員3名 (社外取締役2名を含む。) の4名へと変更する予定です。

人事委員会は、取締役選解任候補者案、並びに、取締役 (監査等委員を除く。) の報酬の水準及び指標について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。また、最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画 (プランニング) の策定・運用状況についても審議し、取締役会に答申します。更に、取締役 (監査等委員を除く。) の個人別の報酬等の内容が、取締役会で決定した「取締役 (監査等委員を除く。) の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に沿うものであるかを確認します。なお、当社は、サントリーグループとの連携による企業価値向上を図るため、取締役の選解任候補者案や報酬水準等について、親会社であるサントリーホールディングス株式会社との間で、緊密に協議を行っておりますが、人事委員会における審議と答申を経ることで、客観性と親会社からの独立性を確保し、株主全体の利益の最大化を図っております。

6. リスクマネジメントコミッティ等

当社は、リスクマネジメントコミッティ、品質保証委員会、サステナビリティ委員会を設置しています。

リスクマネジメントコミッティは、当社グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、当社グループのリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。

品質保証委員会は、当社グループ全体の品質保証活動の推進を担い、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。

サステナビリティ委員会は、当社グループ全体のサステナビリティ経営の推進を担い、社会と事業の持続的な発展に向けて、戦略立案・推進を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択しております。

これは、以下を目的としたものであります。

・取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、及び、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図ること

・社外取締役を含めた取締役会において、経営戦略、中期・長期計画及び経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成するとともに、個別の業務執行については社内規程に基づく意思決定によるものとする事で、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ること

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版を作成し、英文ホームページで公開しています。
その他	招集通知(和文とその英訳版)を、発送の3営業日前に当社ホームページに掲載しております。 和文: https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html 英訳版: https://www.suntory.com/softdrink/ir/stock/meeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間につき定めています。当社ホームページに掲載しております。 https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/disclosure/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(第2四半期決算・期末決算)において、社長、経営企画本部担当役員を説明者として開催しています。 また、第1・3四半期を含む決算発表のほか、必要に応じて電話会議等を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国等の主要都市において、社長、経営企画本部担当役員を説明者に各場所年1〜2回、個別訪問ミーティング又は電話・オンライン会議を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトの内容充実に努めており、決算発表資料、適時開示資料、各種プレスリリース、プレゼンテーション資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知、アニュアルレポート等掲載の他、機関投資家向け決算説明会のオンデマンド配信をIRサイト上にて実施しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画本部 財務経理部です。	
その他	投資家向けの重要な開示資料は原則として全て英訳し、和文と同時又は和文開示後速やかにホームページに掲載しております。 英文IRサイトURL https://www.suntory.com/softdrink/ir/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、企業行動指針等に各ステークホルダーの尊重について規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はサントリーグループの一員として、自然の恵みに支えられている企業の責任として、持続可能な社会づくりに貢献するために、サントリーグループが行う以下の活動に取り組んでいます。 ①プラスチック サントリーグループは、2030年までに、グローバルで使用する全てのペットボトルの素材を、リサイクル素材と植物由来素材に100%切り替え、化石由来原料の新規使用ゼロの実現を目指しております。 また、当社は、当社の日本事業における全ペットボトル重量の半数以上に再生ペット素材を使用していくことを目指してきましたが、2020年にはリサイクル素材使用率26%を達成し、2022年には、「50%以上使用」の目標を3年前倒しで達成する計画です。 ②CO2 サントリーグループは、2050年までに、バリューチェーン全体で、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しております。 また、「CO2」について、以下の環境目標2030を掲げております。 ー最新の省エネ技術の積極導入や再生可能エネルギーの活用等を通じ、自社拠点でのCO2排出をグローバルで25%削減※1 ー自社拠点以外のバリューチェーンにおけるCO2排出を20%削減※1 ③水 サントリーグループは、サントリーグループ「水理念」に掲げる水循環への理解、節水・再利用・浄化、水資源保全、地域社会との共生等の活動を、サントリーグループ全体で推進しております。 また、「水」について、以下の環境目標2030を掲げております。 ー最新の節水技術を活用し、自社工場での水使用をグローバルで15%削減※2 ー水ストレスの高い地域を中心に、半数以上の自社工場で水源涵養活動を実施 ー水負荷の高い主要原料について、サプライヤーと協働で持続可能な水使用を追求 ー水に関する啓発プログラムに加えて、安全な水の提供にも取り組み、合わせて100万人以上に展開 ※1 2015年における事業領域を前提とした総量での削減 ※2 2015年における事業領域を前提とした原単位での削減
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに従い、社外への情報提供を行なっています。適時・公正・公平なディスクロージャーの推進による経営の透明性向上に取り組んでいます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は次のとおりであります。

（1）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等一人ひとりが、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
2. 上記理念の実践のため、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
3. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスクマネジメントコミッティにおいて、当社グループ全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、コンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
4. リスクマネジメントコミッティは、審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
5. 取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメントコミッティに報告するものとする。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたリスクマネジメントコミッティは、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
6. 必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。
7. 必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。
8. 内部監査部門を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査部門はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
9. 当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
10. 取締役及び執行役員は、当社グループにおいて、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
2. 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
3. リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2. 業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
3. グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
4. 新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ業務執行取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

（4）当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2. 当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
3. 担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
4. 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

（5）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
2. 当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、随時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
3. 責任権限規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
4. 内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

（6）その他の当社並びにその親会社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含む当社グループ間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続を定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保する。特に、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するよう留意する。

（7）当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締

役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。内部監査部門の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。
2. 内部監査部門の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
2. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
3. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
4. 内部監査部門及びリスクマネジメントコミティは、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
5. コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。

(9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2. 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
3. 監査等委員会は、当社子会社の監査役(若しくはこれらに相当する者)又は内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
4. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

当社グループは、企業倫理綱領に基づき、反社会的勢力に対しては、断固とした対応を行います。

<整備状況>

当社の法務部門を中心に、各社に責任者を配置しています。万一不当な要求があった場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士等と連携して対処する体制を整えています。反社会的勢力対応マニュアルを整備し、全社に周知し、各種研修を実施する等、体制の整備に努めています。また、取引開始時には調査を実施し、反社会的勢力との取引防止に努めています。

